

「南郷刺し子」文化の魅力発信・継承促進事業 業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が受託業者（以下「受託者」という。）に委託する「「南郷刺し子」文化の魅力発信・継承促進事業」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

「南郷刺し子」文化の魅力発信・継承促進事業

3 業務の目的

福島県南会津地域（以下、当地域という。）では、急速な人口減少・少子高齢化が課題となっており、当地域ならではの伝統文化の次世代への継承が懸念されている。中でも、南会津町南郷地域に伝わる「南郷刺し子」文化は、明治初期頃に一度途絶えたとされるものが地元の有志によって復活した経緯があり、地域固有の文化として次世代への継承を促進する取組が必要とされている。

高校生等と伝統文化団体による作品制作の取組や、新商品開発支援により、「南郷刺し子」文化の新たな魅力を創造・発信するとともに、高校生の郷土に対する誇り・愛着の醸成を図る。また、PRブックやPR動画の制作により、情報発信体制を強化し、「南郷刺し子」文化の継承促進及び認知度の向上を図る。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

5 業務の内容

各業務の内容は以下のとおりとするが、実施に当たっては、「南郷刺し子会」や関係機関と具体的な内容について調整すること。なお、調整には原則委託者も立ち会うこととする。

(1) 高校生等と伝統文化団体（南郷刺し子会）によるワークショップの企画・開催

当地域の高校生等を対象とし、伝統文化団体との協働による作品制作のワークショップを企画・開催すること。

ア 参加者は、福島県立南会津高等学校（南郷校舎）高校生及び「南郷刺し子会」とすること。

※「南郷刺し子会」：南会津町南郷地域に伝わる「南郷刺し子」文化の普及・継承促進を目的として、2010年より活動する任意団体。地元住民を中心に20名程度で構成される。

イ 高校生の参加人数は5～10名程度、「南郷刺し子会」の参加人数は5名程度を想定。なお、参加者の具体的な参集方法については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

ウ 開催時期は令和5年6月～11月とし、開催回数は計6回程度とすること。
なお、ワークショップの開催日、時間は高校生の授業時間内外を想定するが、
具体的には委託者、受託者及び学校等の協議により決定するものとする。

エ 会場は南会津地域の公共施設等を提案すること。

オ 内容

(ア) ワークショップ参加者同士の意見交換により、制作する作品を決定すること。なお、制作する作品の決定に当たっては、ワークショップの参加者である高校生及び「南郷刺し子会」の意見を十分に反映すること。

(イ) 作品は令和5年10月末までに完成させることを目標とすること。

(ウ) 高校生と「南郷刺し子会」が相互に活発な意見交換を行うことができるよう、企画内容を工夫すること。

(エ) 必要に応じて、ワークショップの実施に当たって支援・アドバイスを行うことができる講師・アドバイザーを手配すること。講師・アドバイザーの選定に当たっては、受託者や「南郷刺し子会」との定期的な打合せに参加可能であることを前提条件とすること。

カ 事業の効果検証

(ア) ワークショップの参加者及び関係者に対して、事業の目的に対する効果を検証するためのアンケートを実施すること。なお、アンケートの具体的な実施方法や内容等については、委託者と受託者の協議により決定する。

(イ) アンケート結果やワークショップの実施結果等を取りまとめ、事業の課題や成果を分析し、報告すること。

(2) 「5 業務の内容」(1)により制作した作品の成果発表会の企画・開催

「5 業務の内容」(1)により制作した作品を広く周知するため、成果発表会を企画・開催すること。

ア 発表者は、「5 業務の内容」(1)のワークショップに参加した高校生及び「南郷刺し子会」会員とすること。なお、発表者に対し旅費を支出すること。

イ 開催時期は、「5 業務の内容」(1)において制作する作品の完成後とすること(令和5年11月以降を想定)。

ウ 会場は県内の公共施設等を提案すること。

エ 周知の効果が最大限発揮される開催内容・開催方法を提案すること。なお、成果発表会は、集客が見込まれる既存イベント等に参画した開催も可とする。

オ 成果発表会の参加者を募集すること。なお、既存イベント等に参画して開催する場合、イベント来場者が自由に参加できる形式での実施も可とする。

カ 参加料は無料とすること。

キ 成果発表会の参加者を対象にアンケートを実施し、内容をとりまとめた上報告すること。なお、アンケートの具体的な実施方法や内容については、委託者と受託者の協議により決定する。

ク 成果発表会の周知・広報を行うこと。なお、周知・広報の方法は受託者の提案による。

(3) 「南郷刺し子」文化の体験ワークショップの企画・開催

「南郷刺し子」の普及啓発及び継承促進を目的として、体験ワークショップを企画・開催すること。

ア 目標参加者数は延べ30名程度とする。

イ 開催回数は2～3回程度とすること。

ウ 会場は県内または関東圏の公共施設等を提案すること。なお、集客が見込まれる観光・物産イベントへブースを出展する等、既存イベント等に参画した開催も可とする。

エ 体験ワークショップの参加者を募集すること。参加者からは参加料を徴収することとし、参加料は講師への謝金や材料費等、体験ワークショップの実施経費に充当するものとする。なお、既存イベント等に参画して開催する場合は、イベント来場者が自由に参加できる形式での実施も可とする。

オ 体験ワークショップの開催時期は令和5年11月～令和6年2月頃の期間とすること。

カ 内容

(ア) 参加者が「南郷刺し子」の歴史を知り、技法を体験できる内容とすること。

(イ) 講師は「南郷刺し子会」とすること。なお、講師に対し、謝金・旅費を支払うこと。

(ウ) 原則、1回で完結する内容とすること。ただし、提案する開催内容により連続のワークショップとすることが妥当と判断される場合はこの限りでない。

キ 体験ワークショップの参加者を対象にアンケートを実施し、内容をとりまとめた上報告すること。なお、アンケートの具体的な実施方法や内容等については、委託者と受託者の協議により決定する。

ク 体験ワークショップの周知・広報を行うこと。なお、周知・広報の方法は受託者の提案とする。

(4) 伝統文化団体（南郷刺し子会）の新商品開発支援

ア 講師・アドバイザーの派遣等により、伝統文化団体（南郷刺し子会）の新商品企画・開発を支援すること。

イ 「5 業務の内容」(1)において実施する高校生とのワークショップ等の機会を活用し、若者の視点や新たな発想を取り入れた新商品を1作品以上試作すること。なお、新商品の開発にあたっては「南郷刺し子会」と十分に協議すること。

ウ 試作品は令和5年10月末までに完成させることを目標とすること。

エ 試作した商品は「5 業務の内容」(2)(3)において活用（商品展示によるPR等）することを想定。

(5) 「南郷刺し子」文化のPRブック制作

「南郷刺し子」文化の魅力をPRするガイドブックを制作すること。

ア 規格

(ア) サ イ ズ A5版以下のハンディサイズ

- (イ) 色 フルカラー
- (ウ) ページ数 8～10 ページ程度（表紙・裏表紙を含む）。
- (エ) 製 本 中綴じ
- (オ) 言 語 日本語・英語
(部数は、日本語：英語＝9.5：0.5の割合とする。)
- (カ) 部 数 1,000 部程度

イ 内容

- (ア) 「南郷刺し子」の歴史や技法、図案等の情報を掲載すること。
- (イ) 写真やイラスト等を使用し、視覚的に楽しいデザインとすること。
- (ウ) 県内外の文化施設や観光施設に設置することを想定し、目に付きやすく手に取りやすいデザインや内容とすること。なお、施設への設置依頼・送付は委託者が行うものとする。

ウ 作成に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとする。

エ 使用する画像等について、肖像権や著作権等の必要な手続きを行うこと。

オ 内容に関する校正は原則2回とする。なお、校正は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

カ 令和5年10月末までに完成・納品すること。ただし、英語版については事業完了時の納品も可とする。

キ 作成したガイドブックは「5 業務の内容」(2)(3)において活用することを想定。

ク ア、イに関しては、事業の目的達成に効果的な提案があればこの限りでない。

(5) 「南郷刺し子」文化のPR動画制作

「南郷刺し子」文化の魅力をPRする動画を3種制作すること。なお、企画・構成・撮影・編集等、動画制作にかかるすべての業務を行うものとする。

ア 内容

(ア) 「5 業務の内容」(1)(2)の取組紹介動画

- a 「5 業務の内容」(1)(2)において実施するワークショップや成果発表会の様子を記録した映像を編集した動画を1種作成すること。
- b 動画の時間は5分から10分程度とすること。

(イ) 「南郷刺し子」文化の魅力PR動画

- a 「南郷刺し子」文化の魅力発信・継承促進に繋がる内容とすること。なお、「南郷刺し子」文化に関する既存のPR動画等と内容が重複しないよう注意すること。
- b 30秒から1分程度のショートバージョン、3分から8分程度のロングバージョンの計2種を作成すること。
- c 令和5年10月末までに完成・納品すること。

イ 撮影スタッフや機材等、撮影業務に必要なものについては、受託者が手配すること。

ウ 使用する画像や音楽等について、肖像権や著作権等の必要な手続きを行うこと（Web等での配信にあたり、新たな費用を発生させないよう、確認・調整すること）。

エ 作成した動画は、Web上（SNSやYouTube等）に掲載し、「南郷刺し子」文化の魅力を発信する目的で使用することを想定。なお、Web上への掲載は委託者が行うこととする。また、ア（イ）の動画については、「5 業務の内容」（2）（3）において活用することも想定する。

オ アに関しては、事業の目的達成に効果的な提案があればこの限りでない。

6 業務の実施体制

- （1） 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整備すること。
- （2） 受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、委託者との緊密な連絡調整を行うこと。
- （3） 本業務の実施に当たっては、地域住民や行政をはじめとした関係者と密に連携することとし、必要に応じて、福島県が実施する他の事業やその受託事業者等とも連携すること。

7 委託料に含まれる経費

本業務の委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、委託者の職員旅費や委託者が行う広報経費等は除く。

8 提出書類

- （1） 事業開始時に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届（様式第1号）
 - イ 仕様書に基づく事業実施工程表（任意様式）
 - ウ 責任者・担当者一覧（任意様式）
 - エ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- （2） 事業完了時に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（様式第2号）
 - イ 収支報告書（任意様式）
- （3） 成果品（任意様式）

下記「9 成果品」に記載のとおり提出すること。

9 成果品

- （1） 令和5年10月末までに提出するもの
 - ア 「南郷刺し子」文化の魅力PRブック
紙媒体（受託後に決定する作成部数）と電子データ（記録媒体へ保存）で提出すること。（英語版については事業完了時の納品も可とする。）

イ PRブック作成に係るデザインデータ一式(PRブックに掲載した各素材のJPEG形式の画像データを含む)

記録媒体へ保存して提出すること。

ウ 「南郷刺し子」文化の魅力PR動画(2本)

MP4または、M4V形式により記録媒体へ保存して提出すること。

(2) 事業完了時に速やかに提出するもの

ア 実績報告書

紙媒体(A4サイズ)で1部と電子データ(記録媒体に保存)で提出すること。

イ 「5 業務の内容」(1)(2)の取組紹介動画

MP4または、M4V形式により記録媒体へ保存して提出すること。

ウ その他に委託者が必要と認める資料等

※ なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、委託者に帰属するものとする。

10 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達の場合の対応

本業務の内容のうち、仕様書で定める回数や参加者数等の数量に満たないと明らかになったものがある場合には、委託者と受託者の協議により、内容を変更する、又は委託料を減額するものとする。

(3) 仕様書に記載されていない事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者が協議し対応するものとする。

11 その他

(1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(2) 本業務の実施において必要な打ち合わせを随時行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっては、事業に関連する町村、学校、団体、企業等と密に連携しながら行うこと。

(4) 本業務の進行状況について、委託者に定期的に報告すること。